

Title	日本国商標法の国際取引実務上の問題点
Sub Title	Japanese Trademark Matter from practical view
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 矢野, 公子(Yano, Kimiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.3 (1994. 3) ,p.67- 81
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940328-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

日本国商標法の国際取引実務上の問題点

石川 明
矢野 公子

- 一 序 説
- 二 出願人資格の問題
(ホールディング カンパニーの出願人資格の有無)
- 三 先願主義の例外
- 四 外国で周知な商標の日本における保護の現状
- 五 サービスマーク(役務商標)と商品商標の類似の判断は
どのようになされるか
- 六 連合商標による権利の濫用

一 序 説

世界がボーダーレス化しつつある現在、工業所有権法の世界においても、現在国際的規模で発明等の保護を求めるハーモナ

イゼーション(国際統一化)が叫ばれており、特に特許法においてその要求が強い。

しかし商標法においては、日本において特許と同じベースでのハーモナイゼーションの実現はまず困難と思われる。なぜならば、それ自体が創作物である「発明」と、それ自体単なる選択物にすぎない「商標」といった、保護対象の基本的相違もさることながら、商標の実務上の問題を論じるにあたっては、各国独自の産業構造・商取引習慣の違い、各国の消費者の嗜好性、更には商品の流行性などの諸要素を無視することができないからである。ことに、日本では商標を公益性の強いものとして捉えており、この点からもハーモナイゼーションは難しいだろう。なお、商標の公益性とは、権利者・使用者の利益のみなら

ず、一般需要者の利益をも守るとする商標法独自の性格をいう。

以上のことを前提にして、商標保護のハーモナイゼーション達成を少しでも進めるために、国際商標取引実務において生じる問題点を把握しておくことは重要と思われる。

以下、外国の出願人が日本国へ商標登録出願をする場合の問題点を述べる。

まず最初に、外国から日本国に商標登録出願する際に第一に問題となる「出願人適格」の問題について触れる。

第二に、日本でも他の大多数の国と同様に「先願主義」を採用しているが、外国、特に米国から、単に「先願である」との理由だけで優位性を求める我が法制について、クレームがつくことがあるので、この問題についても述べてみたい。

第三に、商標保護のハーモナイゼーションとも関連が深い問題であるが、外国において周知著名となっているが日本国内では知られていない商標の保護について、現在の日本での法解釈の実情を紹介する。

更に、一九九二年から日本でも漸く導入された「サービスマーク」(役務商標と言われる)と従来の「商品商標」との類否の問題について言及する。

最後に、連合商標登録制度とそれによる権利の拡張について簡単に説明する。

二 出願人適格の問題

(ホールディングカンパニーの出願人適格の有無)

1 法上の出願人適格

日本国商標法第三条第一項は、『自己の業務に係る商品について使用をする商標は(中略)登録を受けることができる。』と規定している。

第三条一項の趣旨は、最初から使用権設定等により他人に商標を使用させることを目的とした登録を認めない趣旨である。逆に言うと、自ら使用する意思を持つことが、本条の前提となっている。また法は、直接の保護対象とする「業務上の信用」は商標の使用を通じて初めて発生・蓄積されるものであり、初めから使用の意思のない者に独占排他的な権利を付与する必要はないと考えている。

したがって、日本国商標法においては、使用の意思を有することが出願人適格の要件となっており、出願人適格がないときされた場合は、拒絶査定が下され、原則的にはこれ以上審査段階で争えず、審判を請求して上級審で争わざるを得なくなる。

2 「使用の意思」の確認方法

「使用の意思」はどのように確認されるか。

出願人は、新規出願時に、願書に出願人が現に行っている業務・役務を記載しなければならない。

業務・役務の記載がないときは補正命令が出され、

業務・役務の記載が不明瞭のときは使用の可能性なしとして三条一項柱書違反で拒絶になる。

↓登録後一〇年毎に更新登録をさせて、画一的だが使用状況のチェックをしている。

↓登録後一定期間（三年間）経過しても登録商標が使用されない時には、審判請求を待つて個別に取り消される。

なお、出願時点で使用していなくても、実際には、査定時・審決時まで使用を開始すれば良いとされる。

3 ホールディング カンパニーの

出願人適格の有無

ホールディング カンパニー（持株会社）とは、コントロールを目的として一社若しくは数社の株式の一部若しくは全部を所有する会社のことである。

ホールディング カンパニーの殆どは、自ら商標の使用を行わず、他国の子会社、ライセンス等を通じて使用させる場合

が多い。

では、外国のホールディング カンパニーが日本国内の子会社に使用をさせ、自らは全く使用をする意思がない場合に、出願人適格があり得るであろうか。

（具体例・・ オランダ国籍のユニリバー エヌ ヴイは、せっけんに商標「LUX」を付して日本国に商標登録出願をしているが、自らは使用をせず、日本での一〇〇%子会社であるニッポン リーバ ビー・ヴィが日本国内での製造・販売をしている。）

4 日本における実務上の処理

前述の出願人の使用の意思を厳格に解釈すると、このような場合には出願人適格がないはずである。

しかしながら、実務上の取扱として、もしそのホールディング カンパニーの定款が、多種の業務・役務を含んでおり、指定商品・指定役務に対応する業務・役務を含むものならば、願書にその業務・役務を記載することにより、「使用の意思」を有するものと判断され、登録される。

また、もしその業務・役務が現在の定款に記載の業務・役務に含まれないものであっても、後日その業務・役務を定款に加えることが可能であるなら、同じく「使用の意思」があるものと理解される。

5 発展的問題

では、実際にその商標を使用しないホールディングカンパニーが、定款に含まれていない業務・役務につき、商品・役務を指定して日本国で商標登録出願をすることはできるのか。

この場合にも、定款に後日その業務・役務を加えることができ、日本国内で実際に使用をする者をホールディングカンパニー自身が管理し、製造された商品や提供された役務の品質管理をするならば、現在の実務上、ホールディングカンパニー自身が使用していなくても、間接的に使用していると理解されている。

このように、実際の特許庁での処理は極めて弾力的である。

しかしながら、類似の商標を使用したいと希望する第三者がホールディングカンパニー所有の登録商標を排斥したいと思いい、ホールディングカンパニー自身には出願人資格がないと指摘して、登録無効審判を請求することがあり得る。ホールディングカンパニーは通常、自ら使用の意思を有しないので、以上の解釈に照らせば後の審判もしくは上級裁判所において出願人資格が否定される可能性があることは否めない。

このような不測の事態にも備えておくためには、ホールディングカンパニーの子会社を専用使用権者として専用使用権の設定登録を行うか、子会社に商標権を譲渡してしまえば、有効に対応することができる。

若干のコメントを加えれば以下のとおりである。すなわち、日本では登録主義を採るので、出願される商標が一定の登録要件を具備していれば、出願時に使用していなくても登録を受けることができるが、法が保護しようとする業務上の信用は使用を通してしか発生・蓄積されえないので、出願時に業務の記載を義務付けるほか、一〇年毎に更新登録をさせ、また不使用取消審判で使用していない商標の排除をはかるなど、登録主義の下での使用主義的修正を行っている。これにより、いわゆる商標ブローカー等によるストック商標の排除をはかっている。

実際問題としては、特許庁では書面による形式審査なので願書に一定の業務が記載されていれば、審査の段階でその真偽が問われることは、まずないであろう。

本件に関して学説・論文を探してみても、工業所有権の世界においては弁理士実務と学説との隔たりが大きいため、この問題点について詳述した文献はなく、網野誠著「商標」一〇五頁に若干記載されているにとどまる。

ちなみに、実際代理人が業務・役務を記載するときには、子細に規定された業務・役務記載の手引書を参照しながら各指定商品・指定役務毎に慎重に業務や役務を記載している。

三 先願主義の例外

1 先願主義の意義

日本国商標法では、先願主義を採用している（法第八条）。

先願主義とは、商標・商品について同一又は類似の関係にある商標登録出願が二以上競合した場合に、最先に出願した者についてのみ登録を認める主義をいう。審査がしやすく、権利の安定性が高かれるという利点がある。

先願主義に対立するものとして、先使用主義がある。先使用主義とは、最先に商標を使用した者を保護するものだが、先願主義と比較して先使用の事実の判断が困難であるとされる。

現在世界の先進国ほとんどは先願主義を採用しており、先使用主義を採用するのは米国だけになった。カナダも先使用主義だったが、一～二年前に先願主義に移行した。

2 問題の所在

先願主義の下では、「悪意」（その存在を知悉して）を理由に先に出願された商標を排斥（出願中なら異議申立、登録後なら不当登録による取消審判の請求）することができるのか。国際取引実務において、以下のような設例において問題になる。

たとえば、外国企業が日本国内のライセンス（使用者）

を通じて自社の商標を日本国内で使用する場合、最も望ましいのは日本での使用開始前に登録をしておくことであるが、実際には出願を遅れ、使用開始後何年か経過してからライセンスに催促されて漸く出願に踏み切ることも珍しくない。例えば米国では先使用主義を採用しているので、先に使用してさえすれば出願を急がなくても構わないと考える傾向があるようである。

このように出願を遅れた本家（多くは米国企業）より、何らかの方法でその商標を見聞きした第三者の出願が先行する場合がある。しかし、我が法制では先願主義を原則としている関係上、審査の過程において審査官はあくまでも先に出願された商標を引用してくるので、本家の出願が第三者の先願によって登録を阻まれてしまうことがある。

かかる状況下において、先使用をしていた企業は悪意ある先願者の商標を排斥することができるだろうか。

3 日本における実務上の処理

(1) 原則として、八条第一項に基づき、悪意をもって先願を排斥することはできない。

(2) しかし、第三者が本家の外国企業の元ライセンスンシである等、両者間に何らかの契約関係が存在した場合がある。この場合には、パリ条約第六条の七の規定が当てはまる。

パリ条約第六条の七とは、『他の同盟の一国での商標に因す

る権利を有する者の我が国における代理人または代表者が当該商標に関する権利を有する者の許諾なしに我が国で自らの名義でその商標登録出願をした場合に、当該商標に関する権利を有する者はこの登録出願に登録異議を申し立てることができる。」と規定しており、これを受けて日本国商標法では、出願中ならば異議申立（商標法第一五条第四号）、登録後なら代理人不当登録による取消審判を請求し（同第五三条の二）、第三者の出願・登録が元代理人と何らかの関係のあった者によって不当になされたものである旨の主張をすることができる。

しかしながら、実際問題として証拠の収集作業が困難なのが現状である。すなわち、当事者が取引関係にあったことを示す書類の日付が、出願日より遡ること一年以内でなければ有効でない、という时期的制限があり、このような証拠を数多く収集するのは難しい。この結果、先行する出願商標に対する異議なし先登録された登録商標に対する取消審判において勝利するのはなかなか困難である。

我が国法制が先願主義を原則とする限り、将来日本でのビジネスを望む外国企業にあつては、使用予定の商標が決定され次第、なるべく早い時期に出願しておくことが必要である。

なお、善意の使用者に対しては、その商標が周知であることを要件として、その使用をしていた商品についてその商標についてのみ、いわゆる先使用权として継続使用が認められることがある（商標法第三二条）。

ここで若干のコメントを加えれば以下のとおりである。すなわち、先願主義の方が先使用主義よりも権利の安定性が高い、との理由で、ドイツも含めて世界的にも先願主義を採用する国が多いのが現状であるが、米国は根強く先使用主義を貫いており、先願主義を採用する我が国へ進出する際にも出願を遅れる場合が多く、実務においても我が国の法制とのギャップを説明するのに苦労することがある。ドイツでも米国から出願オーダーを受けた場合に、我が国と同様の問題を生じる可能性があるのではないかと考え、この問題を取り上げた。なお、米国と並んで先使用主義を採用していたカナダは一二年前に先願主義に切り換えたため、現在先進国で先使用主義を採用しているのは米国だけになった。

四 外国で周知な商標の日本における保護の現状

1 日本国商標法における

「商標」の本質的要件

日本国商標法上「商標」とは、「標章であつて、業として商品を生産・加工・譲渡・証明する者がその商品について使用するもの」をいう（法第二条第一項）。

第二条第一項の「使用」とは、

① 商品又は商品の包装に標章を付する行為

(第二条第三項第一号)

② 標章を付したものを譲渡・引渡・展示・輸入する行為

(同条第三項第二号)

③ 広告・定価表又は取引書類に標章を付して展示・頒布する行為
(同条第三項第三号)

をいい、日本国内での使用を前提とする。

したがって、日本国外でいかに周知著名なマークであっても、日本国内での使用がない限り、商標として保護されない。

また、上記「商標」といえるものでも、第四条第一項各号に該当するものは、登録を受けることができない。その中の第四条第一項第一〇号では、他人の周知商標と同一もしくは類似の商標は登録できないと規定している。

「周知」とは、需要者の間で広く認識されていることをいう。

2 問題の所在

近時、日本国ではあまり知られていなくても、外国、特に米国で周知著名となっている商標について、同一類似の商標を排除することができないかと米国から要請されることが多くなってきた。

3 日本国特許庁における処理方針

特許庁では、外国で周知著名な商標の保護に関して一九八五

年九月に次のような処理方針を明らかにした。

(1) その標章が出願商標より先に使用(外国で)されているものであって、その国において周知・著名となっているものであるとき。

(2) その標章が独創的なものであるとき。

(3) 出願商標がその標章と構成において同一又は類似のものであるとき。

以上の場合にあっては偶然の一致とは認め難いから、これをいわゆる他人の標章の盗用と推認し、法第四条第一項第七号に言う「公の秩序を乱すおそれのある商標」に該当するものとして拒絶する。

すなわち、周知性とは日本国において周知なものを言い、使用とは日本国における使用を意味するため、第四条第一項第一〇号を適用することができず、「公の秩序を乱すおそれある商標」という抽象的な認定基準を示すに到った。

4 備考

上記は抽象的な認定基準であるが故に、明確な拒絶理由となりえず、実務上の処理としては海外で使用されて著名になったものは、情報網が発達した今日、日本国内でも知りうるとし、このような商標を日本で出願する場合、その著名性故に盗用であると推定し、「公の秩序を乱すおそれのある商標」に該当すると判断しているようである。

しかしかかる理由に基づいて盗用と判断されるに至るならば、海外の情報が行き来するボーダーレスな国際社会において日本人が知り得る情報が多いため、盗用と推認される範囲は際限なく広がるおそれがある。

ここで若干のコメントを加えれば、以下のとおりである。すなわち、この問題も実務において遭遇するものの一つであり、代理人としては依頼人の強い希望でしばしば上記「公の秩序を乱すおそれのある商標」として外国商標の周知性を主張するところがある。（現行法では法四条第一項第七号以外に適用しうる条文がないのである。）ただし、特許庁において実際にこの規定を適用して外国商標の著名性を認めた例は未だない。米国はこの措置に不満で、日本国特許庁の閉鎖性を強く指摘し続けているようである。

五 サービスマーク（役務商標）と商品商標の類似的判断はどのようになされるか

1 日本商標法における

サービスマークの取扱

サービスマーク（役務商標）とは、一般的には、広告・金融・建設・輸送・宿泊のようなサービス取引において、そのサービス事業者が、同種の他人のサービスと識別するために自己の提

供するサービスに使用するマークである。

法上の定義は、「文字、図形もしくは記号もしくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であつて、業として役務を提供し、証明する者がその役務について使用をするもの」と規定している（第二条第一項）。

従来の商標との違いは、商品に付される識別標識と役務に付される識別標識だという点である。

一九九二年四月一日より我が国においてもサービスマークが商標法の保護対象となったが、審査官による実体審査は未だ開始されていない。実体審査の開始は、今（一九三年七月として）から更に半年ないし一年は先になるものと推測される。実体審査において、従来の商品商標と役務商標の間でいわゆるクロスサーチがなされるのかどうか、注目されている。

2 問題の所在

(1) 商品商標と役務商標がともに「商標」として登録されることになったが、審査の段階で両者が抵触した場合にはどうなるか。

具体的には、同一もしくは類似的役務商標と商品商標が、相互に関連ある役務・商品について使用されている場合を想定した場合に問題となる。

(2) 設例

指定役務「飲食物の提供」とする喫茶店「ネスカフェ」にて

コーヒーを飲むときは「ネスカフェ」は役務商標となるが、指定商品「コーヒー」について「ネスカフェ」という商標を使用する場合は、「ネスカフェ」は商品商標となる。

3 特許庁の見解

改定された商標審査基準によると、以下の類否判断基準が設けられている。

- ① サービスの提供と商品の製造・販売が同一の事業者によつて行われているのが一般的であるかどうか。
- ② サービスと商品の用途が一致するかどうか。
- ③ サービスの提供場所と商品の販売場所が一致するかどうか。
- ④ 需要者の範囲が一致するかどうか。

以上の観点からすると、先に挙げた「ネスカフェ」の例は類似となる。

4 備考

上記の基準は決して絶対的なものではないが、サービスと商品の類似を越えたクロスサーチを行う場合や、既存の登録商標の存在によりサービスマーク出願に対し類を越えた異議申立を行う際に参考になると思われる。実際の適用に際しては、個別具体的に審査の上、判断されるのではないかと推測される。

なお、商標委員会外国サービスマーク調査団の報告によれば、

ドイツでは無審査主義であるが、異議申立があった時と侵害事件が起きた時に両者の類似関係を判断するそうである。

ここで若干のコメントを加えれば、以下のとおりである。すなわち、商品商標も役務商標も商標法の下に「商標」として登録を受けるわけであるから、昨今のサービス業の目ざましい発展状況に鑑みれば、その類似範囲の解釈をめぐって色々な問題が起きることは必至である。審査官による実体的な審査の着手にはまだ時間がかかり、具体的な事例をご紹介することができないので、現時点でわかっている基準の紹介にとどめた。

六 連合商標による権利の濫用

1 連合商標登録制度の趣旨

商標権の効力には、専用権と禁止権がある。

専用権とは、商標権者が登録商標を指定商品について独占排他的に使用することができる権利をいう（法第二五条）。専用権は、商標・商品の同一性の範囲内に及ぶ。換言すれば、専用権は、その商標・その指定商品についてしか及ばない。

一方、禁止権とは、他人が自己の商標権のうち類似範囲に属する商標の使用をすることを禁止し又は排除する権利をいう（法第三七条第一号）。類似範囲とは、出所の混同が生じるとみなされる範囲をいう。しかし出所の混同の範囲が不明確である

ため、禁止権の及ぶ範囲は専用権と比較して不明確とされている。

そこで、法は連合商標登録制度を設けた。

連合商標登録制度とは、分離して移転できないという条件の下に、同一人に登録商標と類似範囲にある商標について登録を認める制度をいう(法第七条第一項)。

2 連合商標登録判度の効果

連合商標登録を受けると、不明確な禁止権の範囲を明確化し、かつ専用権の範囲を部分的に拡張することができる。

この他、連合商標登録を受けると、連合関係のうち同一の指定商品を使用していれば、

↓更新登録をすることができ(法第一九条第二項第二号)、

↓不使用による取消を免れる(法第五〇条第二項)。

3 問題の所在

連合商標登録制度には、上記のような利点がある反面、同一人に登録商標と類似範囲にある商標について登録を認めるため、多数の連合商標登録をなし、その構成要素と類似の商標については、第三者は登録することができなくなる。

日本企業は、自社マークを媒体として、多数の連合商標登録をなす場合が多い。

例えば、ある会社が自己のロゴマーク(社名等を示す図案化

した文字や図形よりなるマーク)について商標登録を受け(添付の公報の場合、森永製菓株式会社のロゴマーク)、それに付いて最初に商標登録を受け、次にそのロゴマークに「A」という文字を付した商標をロゴマークの連合商標として登録する。その「A」の書体を少しアレンジした「A'」についても更に連合商標として登録をする。このような連合のとり方は正当なやりかたと言える。

最初の登録

ロゴマークのみ

← その連合商標

← ロゴマーク+文字A

← その連合商標

← ロゴマーク+文字A'

先の森永の例では、「ロゴマーク+ブルーグラス」の連合として、「ロゴマーク+ブルーグラス」程度なら、禁止権の範囲の拡張として許容できる。しかし、

別の連合商標として

← ロゴマーク+文字B

更に別の連合商標として

← ロゴマーク+ロマンツァ

たとえば、森永の例では

← ロゴマーク+ロマンツァ

のように、「ブルーグラス」とは明らかに非類似の「ロマンツァ」や「クイックシェイク」等の文字を次々に組み合わせる願し、最初に登録を受けたロゴマークとそれぞれ連合商標として登録することがある。このような連合商標登録を続けた結果

として、ロゴマーク以外には似ても似つかぬ文字を含む多数の商標が「連合」としてほとんど専用権の範囲を拡張していくことになる。(中には一〇〇件程連合がつかがることもある。)このような登録が現行法上受理されているのが現状である。かかる状況下において、他企業がたとえば「ROMANZA」という商標を登録する方法はあるだろうか。特に連合商標登録制度を有しない外国の企業が日本で商標登録出願をする場合に、問題となることが多い。

4 日本国特許庁の処理方針と

それに対する対処方法

現行制度上の処理として、たとえば「ロゴマーク+ロマンツァ」が連合商標として登録されていれば、「ロゴマーク」の禁止権の範囲が「ロマンツァ」にまで及び、第三者の使用を妨げ、その結果、「ロマンツァ」と同一もしくは類似の商標について登録を受けることはできず、前述の商標「ROMANZA」も登録を阻止されるのが現状である。

しかし、第三者の登録商標と同一類似であるとの拒絶理由を受けた場合においても、以下の順序において対処する方法がある。

- ① 意見書にて非類似であると争える余地があるか。
本設例の場合には、ない。
- ② 意見書では余地なくも、補正により商品を限定して狭

い範囲で権利を取得することができるか。

本設例の場合には、ない。

- ③ 意見書や補正では引例を克服できない場合、相手の登録商標に対して不使用取消審判を請求して取り消すことは可能か。

本設例の場合には、不使用取消審判をしても、他のいずれかの連合商標の使用を立証されれば取消を免れる。④ 不使用取消審判が請求できない場合、相手と譲渡交渉を開始することもできる。

たしかに、譲受けが可能であるならば、前述の商標登録は可能となるが、相手の引用商標が上記のような巨大な連合の輪の一環である場合には、連合の要件として、類似ゆえに分離移転が禁止されているので、その引用商標のみを出願人に譲渡することはできない。

となると上記のいずれの手段も有効ではなくおそれがある。

- ⑤ もし権利者(森永)が譲渡交渉に応じない場合でも、本設例の場合商標「ロゴマーク+ロマンツァ」について登録の抹消を要求することができる。

もし森永が「ロマンツァ」を使用しておらず、抹消に応じてくれるならば、第一五九九七六号商標の登録の抹消をもって、外国企業は自己の商標「ROMANZA」の権利化をはかることができる。

ここで若干のコメントを加えれば以下のとおりである。すな

わち、上記のような森永のエンゼルマーク、ライオン株式会社のライオンマークといった図形商標は、無論それ自体でも登録できるが、これを会社のハウスマークとして種々の商品について使用する場合、このロゴマークに他の文字を付加した商標を連合商標として重ねて取得する場合がある。

参考までに公告公報の写及び登録原簿の写を添付して、このような連合商標登録の実例を挙げる。

外国企業がいずれかの文字と同一もしくは類似の商標について登録を受けたとしても、このような巨大な連合の連鎖の輪に登録を阻まれてしまい、譲渡交渉・不使用取消審判のいずれの手段もとれない場合に（不使用取消審判は、登録日から三年経過しないと請求できない）、上記のように権利者に抹消登録を依頼して切り抜けることができる。ただし、権利者がその連合商標を使用しているため抹消登録にも応じられない場合には、もはや取り得る手段はなく、その登録を諦め別の商標について再出願するほかないであろう。

参考文献及び添付資料

網野誠「商標」一〇五頁

特許庁商標課編「商標審査基準」

特許庁編「工業所有権法逐条解説」

商標登録第一五九九七七六号の登録原簿写並びに

同号の商標公報(商公昭五七―一二六〇号)写「ロゴマーク及び

マンツ、

商標公報(商公昭五七―一二六一号)写「ロゴマーク及びブルードラス」

商標公報「商公昭五七―一二六五五号」写「ロゴマーク及びクイックシェイク」

日本国商標法の国際取引実務上の問題点

商				商標登録第1599776号			
第 一 表 示 部							
表示番号 (付記)		登 録 事 項					
1番	出願年月日	昭和53年 4月20日			出願番号	53-027618	
	出願公告年月日	昭和57年 3月 6日			出願公告番号	57-012660	
	査定年月日	昭和57年 7月 2日					
連 合 商 標							
商品の区分		第30類					
指定商品		菓子、パン					
						登録年月日 昭和58年 7月28日	
連 合 商 標 登 録 番 号 記 録 部							
第0089075号	第0089076号	第0219281号	第0262256号	第0449282号	第0449283号	第0449284号	第0449285号
第0579024号	第0579025号	第0437635号	第0449286号	第0579026号	第0579027号	第0579028号	第0579029号
第1499776号	第1599777号	第0579030号	第0579031号	第1599778号	第1599779号	第1599780号	第1599781号
第1599772号	第1599773号	第1599763号	第1599764号	第1599770号	第1599771号	第1599772号	第1599773号
第1599777号	第1599778号	第1599768号	第1599769号	第1599774号	第1599775号	第1599776号	第1599777号
第1599782号	第1599783号	第1599773号	第1599774号	第1599778号	第1599779号	第1599780号	第1599781号
第1599787号	第1599788号	第1599779号	第1599780号	第1599784号	第1599785号	第1599786号	第1599787号
第1599792号	第1599793号	第1599783号	第1599784号	第1599788号	第1599789号	第1599790号	第1599791号
第1599797号	第1599798号	第1599788号	第1599789号	第1599792号	第1599793号	第1599794号	第1599795号
第1599802号	第1599803号	第1599793号	第1599794号	第1599798号	第1599799号	第1599800号	第1599801号
第1599807号	第1599808号	第1599800号	第1599801号	第1599804号	第1599805号	第1599806号	第1599807号
第1599812号	第1599813号	第1599808号	第1599809号	第1599812号	第1599813号	第1599814号	第1599815号
第1599817号	第1599818号	第1599811号	第1599812号	第1599816号	第1599817号	第1599818号	第1599819号
第1599822号	第1599823号	第1599816号	第1599817号	第1599820号	第1599821号	第1599822号	第1599823号
第1599827号	第1599828号	第1599823号	第1599824号	第1599828号	第1599829号	第1599830号	第1599831号
第1599832号	第1599833号	第1599828号	第1599829号	第1599832号	第1599833号	第1599834号	第1599835号
第1599837号	第1599838号	第1599833号	第1599834号	第1599837号	第1599838号	第1599839号	第1599840号
第1646440号	第1844490号	第1599838号	第1599839号	第1599843号	第1599844号	第1599845号	第1599846号
甲 区							
順位番号 (付記)		登 録 事 項					
1番	東京都港区芝5丁目33番1号			森永製菓株式会社		登録年月日 昭和58年 7月28日	
	(以下余白)						

日本國特許庁

商標公報

第30類

商標出願
公 告 昭57-12660

公 告 昭57(1982)3月6日

商 願 昭53-27618

出 願 昭53(1978)4月20日

連合商標 89075, 89076, 219281, 262256, 317420
437603, 437605, 437635, 449282, 449283
482742, 496656, 499500, 511376, 579020
579021, 579024, 595779, 595781, 595786
595788, 595789, 595790, 595791, 595792
595793, 595794, 595796, 595797, 595798
595799, 787483, 787485, 796581, 801118
801119

連合商願 昭43-5380, 94156 昭53-27601
27603, 27604, 27605, 27606, 27608
27610, 27611, 27612, 27613, 27614
27615, 27616, 27617, 27619, 27620
27621, 27622, 27623, 27625, 27626
27627, 27628, 27629, 27631, 27632
27633, 27634, 27635, 27636, 27637
27638, 27639, 27640, 27641, 27642
27645, 27646, 27647, 27648, 27649
27650, 27651, 27652, 27653, 27654
27655, 27656, 27657, 27658, 27659
27661, 27662, 27663, 27664, 27665
27666, 27667, 27668, 27669, 27670
27671, 27672, 27674, 27676, 27677
27678, 27679, 27680, 27682, 27683
27685, 27686, 27687, 27688, 27689
27690, 27691, 27692, 27693, 27694
27695, 27696, 27697, 27698, 27699
27701, 27702

出願人 森永製菓株式会社
東京都港区芝5丁目33番1号

指定商品 30 菓子、パン



ロマンツァ

商標出願
公 告 昭57-12661

公 告 昭57(1982)3月6日

商 願 昭53-27619

出 願 昭53(1978)4月20日

連合商標 89075, 89076, 219281, 262256, 317420
437603, 437605, 437635, 449282, 449283
482742, 496656, 499500, 511376, 579020
579021, 579024, 595779, 595781, 595786
595788, 595789, 595790, 595791, 595792
595793, 595794, 595796, 595797, 595798
595799, 787483, 787485, 796581, 801118
801119

連合商願 昭43-5380, 94156 昭53-27601
27603, 27604, 27605, 27606, 27608
27610, 27611, 27612, 27613, 27614
27615, 27616, 27617, 27618, 27620
27621, 27622, 27623, 27625, 27626
27627, 27628, 27629, 27631, 27632
27633, 27634, 27635, 27636, 27637
27638, 27639, 27640, 27641, 27642
27645, 27646, 27647, 27648, 27649
27650, 27651, 27652, 27653, 27654
27655, 27656, 27657, 27658, 27659
27661, 27662, 27663, 27664, 27665
27666, 27667, 27668, 27669, 27670
27671, 27672, 27674, 27676, 27677
27678, 27679, 27680, 27682, 27683
27685, 27686, 27687, 27688, 27689
27690, 27691, 27692, 27693, 27694
27695, 27696, 27697, 27698, 27699
27701, 27702

出願人 森永製菓株式会社
東京都港区芝5丁目33番1号

指定商品 30 菓子、パン



ブルーグラス

商 標 公 報 第 30 類

商標出願
公 告 昭 57-12654

公 告 昭 57(1982)3月6日

商 願 昭 53-27612

出 願 昭 53(1978)4月20日

連合商標 89075, 89076, 219281, 262256, 317420
437603, 437605, 437635, 449282, 449283
482742, 496656, 499500, 511376, 579020
579021, 579024, 595779, 595781, 595786
595788, 595789, 595790, 595791, 595792
595793, 595794, 595796, 595797, 595798
595799, 787483, 787485, 796581, 801118
801119

連合商願 昭 43-5380, 94156 昭 53-27601
27603, 27604, 27605, 27606, 27608
27610, 27611, 27613, 27614, 27615
27616, 27617, 27618, 27619, 27620
27621, 27622, 27623, 27625, 27626
27627, 27628, 27629, 27631, 27632
27633, 27634, 27635, 27636, 27637
27638, 27639, 27640, 27641, 27642
27645, 27646, 27647, 27648, 27649
27650, 27651, 27652, 27653, 27654
27655, 27656, 27657, 27658, 27659
27661, 27662, 27663, 27664, 27665
27666, 27667, 27668, 27669, 27670
27671, 27672, 27674, 27676, 27677
27678, 27679, 27680, 27682, 27683
27685, 27686, 27687, 27688, 27689
27690, 27691, 27692, 27693, 27694
27695, 27696, 27697, 27698, 27699
27701, 27702

出願人 森永製菓株式会社

東京都港区芝 5 丁目 33 番 1 号

指定商品 30 菓子、パン



チエッカー フラッグ
CHECKER FLAG

商標出願
公 告 昭 57-12655

公 告 昭 57(1982)3月6日

商 願 昭 53-27613

出 願 昭 53(1978)4月20日

連合商標 89075, 89076, 219281, 262256, 317420
437603, 437605, 437635, 449282, 449283
482742, 496656, 499500, 511376, 579020
579021, 579024, 595779, 595781, 595786
595788, 595789, 595790, 595791, 595792
595793, 595794, 595796, 595797, 595798
595799, 787483, 787485, 796581, 801118
801119

連合商願 昭 43-5380, 94156 昭 53-27601
27603, 27604, 27605, 27606, 27608
27610, 27611, 27612, 27614, 27615
27616, 27617, 27618, 27619, 27620
27621, 27622, 27623, 27625, 27626
27627, 27628, 27629, 27631, 27632
27633, 27634, 27635, 27636, 27637
27638, 27639, 27640, 27641, 27642
27645, 27646, 27647, 27648, 27649
27650, 27651, 27652, 27653, 27654
27655, 27656, 27657, 27658, 27659
27661, 27662, 27663, 27664, 27665
27666, 27667, 27668, 27669, 27670
27671, 27672, 27674, 27676, 27677
27678, 27679, 27680, 27682, 27683
27685, 27686, 27687, 27688, 27689
27690, 27691, 27692, 27693, 27694
27695, 27696, 27697, 27698, 27699
27701, 27702

出願人 森永製菓株式会社

東京都港区芝 5 丁目 33 番 1 号

指定商品 30 菓子、パン



クイックシェイク